

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年6月27日

【会社名】 株式会社イトーヨーギョー

【英訳名】 ITO YOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 畑 中 浩

【本店の所在の場所】 神戸市灘区灘北通十丁目1番14号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております)

【電話番号】 078 - 881 - 8548

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中津六丁目3番14号

【電話番号】 06 - 4799 - 8850

【事務連絡者氏名】 管理部長 山 本 貴 士

【縦覧に供する場所】 株式会社イトーヨーギョー大阪本部
(大阪市北区中津六丁目3番14号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円

(うち、普通配当10円・上場15周年記念配当2円)

総額38,811,228円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 当事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加・変更するとともに、一部文言の変更を行うものであります。

2. 社外取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、また、今後も適切な人材を招聘できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款に社外取締役と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

畑中浩、神代丈生、高岡薫生、岡博を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

霞良治を監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

新たな業績連動型株式報酬制度を導入することに伴い、第6号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件」が承認可決されることを条件として、取締役の報酬額を年額1億5,000万円以内に減額するものであります。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

新たに、取締役(社外取締役を含むものとします。)に対する業績連動型株式報酬制度の導入について、ご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合
第1号議案	25,567	17	0	(注)1	可決 99.89%
第2号議案	25,580	4	0	(注)2	可決 99.95%
第3号議案					
畑中 浩	25,577	7	0	(注)3	可決 99.93%
神代 丈生	25,576	8	0		可決 99.93%
高岡 薫生	25,576	8	0		可決 99.93%
岡 博	25,579	5	0		可決 99.94%
第4号議案	25,580	4	0	(注)3	可決 99.95%
第5号議案	25,568	16	0	(注)2	可決 99.90%
第6号議案	25,552	32	0	(注)2	可決 99.84%

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。
4. 比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入しております。

以 上